⑷⑹　役員・従業員株式所有制度の内容

a　提出会社の役員、使用人その他の従業員（定義府令第16条第１項第７号の２イ⑴に規定する対象従業員を含む。）又はこれらの者を対象とする持株会（以下⑷⑹において「役員・従業員持株会」という。）に提出会社の株式を一定の計画に従い、継続的に取得させ、又は売り付けることを目的として、当該提出会社の株式の取得又は買い付けを行う信託その他の仕組みを利用した制度（以下⑷⑹において「役員・従業員株式所有制度」という。）を導入している場合には、次の⒜から⒞までに掲げる事項を具体的に記載すること。

⒜　当該役員・従業員株式所有制度の概要（例えば、役員・従業員株式所有制度の仕組み、及び信託を利用する場合には受益権の内容）

⒝　役員・従業員持株会に取得させ、又は売り付ける予定の株式の総数又は総額

⒞　当該役員・従業員株式所有制度による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲

b　［略］

⑷⑺　［略］

⑷⑻　［略］

⑷⑼　［略］

⑸⑽　［略］

⑸⑴　株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容

自己株式の取得が、株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものについて、その内容を⑷⑼に準じて記載すること。

⑸⑵　［略］

⑸⑶　配当政策

a　配当政策については、配当（相互会社にあっては、契約者配当）の基本的な方針、毎事業年度における配当の回数についての基本的な方針、配当の決定機関、最近事業年度の配当決定に当たっての考え方及び内部留保資金の使途について記載すること。

なお、配当財産が金銭以外の財産である場合にはその内容を記載し、当該場合において当該配当財産に代えて金銭を交付することを株式会社に対して請求する権利を与えているときは、その内容についても記載すること。

また、会社法第454条第５項に規定する中間配当をすることができる旨を定款で定めた場合には、その旨を記載すること。

b　最近事業年度に会社法第453条に規定する剰余金の配当（以下「剰余金の配当」という。）をした場合には、当該剰余金の配当についての株主総会又は取締役会の決議の年月日並びに各決議ごとの配当金の総額及び１株当たりの配当額を注記すること。

なお、「⑵　新株予約権等の状況」において新株予約権の内容を記載している場合には、その旨のみを記載することができる。

c　商法等改正整備法第19条第１項の規定により新株予約権とみなされる新株の引受権又はあらかじめ定めた価額をもって会社からその株式を取得できる権利を付与している場合には、ｂに準じて記載すること。

d　当該決議がされていない場合には、「ストックオプション制度の内容」について表を作成せず、該当ない旨のみの記載をすることができる。

（47－２）　従業員株式所有制度の内容

a　提出会社の役員、使用人その他の従業員（金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第16条第１項第７号の２イ⑴に規定する対象従業員を含む。）又はこれらの者を対象とする持株会（以下（47－２）において「従業員等持株会」という。）に提出会社の株式を一定の計画に従い、継続的に取得させ、又は売り付けることを目的として、当該提出会社の株式の取得又は買い付けを行う信託その他の仕組みを利用した制度（以下（47－２）において「従業員株式所有制度」という。）を導入している場合には、次の⒜から⒞までに掲げる事項を具体的に記載すること。

⒜　当該従業員株式所有制度の概要（例えば、従業員株式所有制度の仕組み、及び信託を利用する場合には受益権の内容）

⒝　従業員等持株会に取得させ、又は売り付ける予定の株式の総数又は総額

⒞　当該従業員株式所有制度による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲

b　［同左］

⑷⑻　［同左］

⑷⑼　［同左］

⑸⑽　［同左］

⑸⑴　［同左］

⑸⑵　株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容

自己株式の取得が、株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものについて、その内容を⑸⑽に準じて記載すること。

⑸⑶　［同左］

⑸⑷　配当政策

a　配当政策については、配当（相互会社にあっては、契約者配当）の基本的な方針、毎事業年度における配当の回数についての基本的な方針、配当の決定機関、最近事業年度の配当決定に当たっての考え方及び内部留保資金の使途について記載すること。

なお、配当財産が金銭以外の財産であるときはその内容を記載し、当該配当財産に代えて金銭を交付することを株式会社に対して請求する権利を与えている場合にはその内容を記載すること。

また、会社法第454条第５項に規定する中間配当をすることができる旨を定款で定めたときは、その旨を記載すること。

b　最近事業年度に会社法第453条に規定する剰余金の配当（以下「剰余金の配当」という。）をしたときは、当該剰余金の配当についての株主総会又は取締役会の決議の年月日並びに各決議ごとの配当金の総額及び１株当たりの配当額を注記すること。